

コミュニティバスの運行について

【目的】

路線バスの空白時間帯に雄武町コミュニティバスを運行することにより、雄武町内における交通手段を確保し、もって町民の福祉の増進及び地域の活性化に寄与することを目的とする。

【運行区間等】※時刻表（案）は別添のとおり

	雄武国保	幌内	雄武国保	沢木	雄武国保
1巡回	8:40	9:00	9:20	9:40	10:01
2巡回	10:40	11:00	11:20		
			昼休み		
			13:00	13:20	13:41
3巡回	13:50	14:10	14:30		
4巡回	15:20	15:40	16:00		

- ・平日毎日運行（土日祝、年末年始は運休）
- ・雄武—幌内間 宗谷バス 2便+コミュニティバス 4便=6便
- ・雄武—沢木間 北紋バス 5便+コミュニティバス 2便=7便

【運行形態】

- ・委託運行（委託先：第一ハイヤー（株）を予定）
- ・使用車両は、国保病院患者輸送バスを転用（定員 29 人）

【運賃】

- ・1人1乗車につき 100 円（小学生以下の利用者は無賃）
 - ・次に掲げる者については、運賃を免除する
 - 身体障害者手帳の交付を受けている者
 - 療育手帳の交付を受けている者
 - 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- } 手帳を提示

【事業開始時期】

- ・本格運行 令和 7 年 4 月～
- ・試験運行 令和 7 年 2 月～3 月（月・火・木・金曜運行、無賃）

【その他】

- ・概算委託料は、年間 8,000 千円（試験運行は 1,000 千円）
- ・国庫補助（検討）、特別交付税措置あり
- ・条例及び規則は、別途定める